

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 都城市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.0 %
全職員	71.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.1 %
本庁課長相当職	99.0 %
本庁課長補佐相当職	98.1 %
本庁係長相当職	95.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.8 %
31～35年	96.1 %
26～30年	93.9 %
21～25年	93.5 %
16～20年	93.4 %
11～15年	90.5 %
6～10年	95.2 %
1～5年	91.5 %

【説明欄】

- ・給料の格付けにおいては、男女を理由に格差を設けることはしていない。
- ・扶養手当及び住居手当は、男性に支給している場合が多く、各手当支給者に占める男性の割合は扶養手当が91.04%、住居手当が69.05%である。
- ・「1. 全職員に係る情報」における「全職員」の差異は、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員に占める女性の割合が78.73%で、女性に偏っているためである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。